

介護老人福祉施設北八朔 利用料金表(1日あたり)

別紙
令和6年8月1日現在
※地域加算含む

	項目	単位	金額(円)	備考	
介護報酬に係る費用	要介護1	670	719	ユニット型介護福祉施設サービス費	
	要介護2	740	794		
	要介護3	815	874		
	要介護4	886	950		
	要介護5	955	1,024		
加算項目	初期加算	30	33	入所後30日間のみ	
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46	50	前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護度4～5の割合が70%以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上又はたんの吸引等が必要な割合が15%以上であり、介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置しているための加算	
	看護体制加算(Ⅰ)	4	5	常勤の看護師を1名以上配置しているための加算	
	看護体制加算(Ⅱ)	8	9	看護職員により病院等と連携して24時間連絡体制を確保し必要に応じ健康管理等を行う体制を整えているための加算	
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	21	23	夜勤帯(17時～翌9時)における介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っていること及び夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置しているための加算	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	13	個別機能訓練計画を作成し機能訓練を行っているための加算	
	個別機能訓練加算(Ⅱ) (※月1回算定)	20	22	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用するための加算	
	口腔衛生管理加算(Ⅰ) (※月1回算定)	90	97	口腔衛生管理体制を整備し、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による助言及び指導のもと口腔衛生の管理を行うための加算	
	口腔衛生管理加算(Ⅱ) (※月1回算定)	110	118	口腔衛生管理の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって当該情報その他口腔衛生管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用するための加算	
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (※月1回算定)	50	54	心身の状況、疾病の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって適切かつ有効に必要な情報を活用するための加算	
	安全対策体制加算 (※入所時に1回算定)	20	22	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備しているための加算	
	協力医療機関連携加算 (※月1回算定)	100	108	協力医療機関との連携体制を構築し、より適切な対応を行う体制を確保するための加算	
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (※月1回算定)	10	11	医療機関との連携の上で新興感染症発生時等の対応を行う体制を確保し、一般的な感染症の発生時に協力医療機関等と連携し適切に対応することで感染拡大を防止するための加算	
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (※月1回算定)	5	5	医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養、また他の入所者への感染拡大を防止するための加算	
	新興感染症等施設療養費	240	258	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した入所者に対し、適切な感染対応を行った場合に1月に1回、連続する5日を限度に算定	
	若年性認知症入所者受入加算	120	129	若年性認知症の利用者を受け入れの際、個別で担当者を定め、サービス提供を行った場合	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	215	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護福祉施設サービスを行う必要があると判断した場合	
	外泊時費用	246	264	入院及び外泊時に施設サービス費に代えて、ひと月に6日を限度に算定	
	在宅復帰支援機能加算	10	11	在宅復帰に向けて、ご家族様、指定居宅介護支援事業者と居宅サービスの利用に関する調整等を行った場合	
	退所時相談援助加算	400	429	退所時に相談援助等を行った場合	
	退所前連携加算	500	536	退所に先立って退所後の指定居宅介護支援事業者と調整を行った場合	
	退所時情報提供加算	250	268	医療機関へ退所した際、医療機関に対して心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合、1回に限り算定	
	退所時栄養情報連携加算	70	75	厚生労働大臣が定める療養食を必要とする入所者又は低栄養状態であると医師が判断した入所者が退所する際、退所先に対して栄養管理に関する情報を提供した場合、1月につき1回に限り算定	
	経口移行加算	28	30	経管栄養の入所者様で経口移行計画に基づき栄養管理を行った場合	
	療養食加算※1食あたり	6	7	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	—	—	所定単位数に加算率14%を乗じた単位数	
居住費等	居住費 (建設費用、光熱水費、修繕・維持費用)		2,760	第4段階の方	※入院等の理由により7日以上外泊された場合、7日目から施設に戻る前日までの居住費は減額証の有無に係らず、第4段階の料金とさせていただきます。
			1,370	第3段階の方	
			880	第2段階の方	
			880	第1段階の方	
	食費		1,445	第4段階の方	
			1,360	第3段階②の方	
	650	第3段階①の方			
	390	第2段階の方			
	300	第1段階の方			
その他費用	健康管理費(インフルエンザ予防接種代等)	実費			
	薬備収載されていない医療材料費				
	理美容代				
	私物洗濯代(外部業者に outsourcing 代)				
	利用者の希望する日用品 (利用者が自ら持込む物品以外)				
	クラブ活動にかかる物品代				
	趣味・嗜好品、外注食の飲食代等				
	レクリエーション等にかかる物品代				
	協力医療機関以外の通院にかかる交通費				
死亡診断書作成料	5,500				

※居住費等の利用者負担段階区分

- ・第1段階 市民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方
- ・第2段階 市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方で預貯金等の合計額が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の合計額が1,650万円以下)の方
- ・第3段階① 市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下で預貯金等の合計額が550万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の合計額1,550万円以下)の方
- ・第3段階② 市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超で預貯金等の合計額が500万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の合計額1,500万円以下)の方
- ・第4段階 第1～3段階以外の方